



自転車運転者講習の対象となる危険行為15項目



| 道路交通法 | 違反 | 詳細 |
|------------------------------|---------------------|---|
| 第7条 | 信号無視 | 原則、車両用信号機に従って進行しなければなりません。横断歩道を通行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。 |
| 第8条第1項 | 通行禁止違反 | 道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を自転車で通行する行為。 |
| 第9条 | 歩行者用道路における車両の通行義務違反 | 自転車の通行が認められている歩行者用道路を自転車で通行する際に、歩行者に注意せず、または徐行しないなどの行為。 |
| 第17条第1項、第4項、第6項 | 通行区分違反 | 車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為。 |
| 第17条の2第2項 | 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 | 自転車が通行できる路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為。 |
| 第33条第2項 | 遮断踏切への立ち入り | 遮断機が閉じたり、閉じようとしている踏切や警報機が鳴っている時に踏切へ立ち入る行為。 |
| 第36条 | 交差点での優先道路通行車妨害など | 信号のない交差点等で、左から進行してくる車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するなどの行為。 |
| 第37条 | 交差点右折時の通行妨害など | 交差点で右折するときに、直進または左折しようとする車両等の進行を妨害する行為。 |
| 第37条の2 | 環状交差点での安全進行義務違反など | 環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、安全な速度で進行しないなどの行為。 |
| 第43条 | 指定場所一時不停止等 | 一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為。 |
| 第63条の4第2項 | 歩道通行時の通行方法違反 | 車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するなどの行為。 |
| 第63条の9第1項 | 制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転 | ブレーキ装置がなかったり、ブレーキ性能が不良な自転車で走行する行為。 ※前輪・後輪いずれかにしかブレーキのない自転車で走行する行為も違反です。 |
| 第65条第1項 | 酒酔い運転 | 酒に酔った状態で自転車を運転する行為。 |
| 第70条 | 安全運転義務違反 | ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為。 ※傘さし運転や携帯電話・スマートフォン等を操作しながらの運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。 |
| 第117条の2の2第11号、 第117条の2第6号 | 妨害運転 | 他の車両等の交通を妨害する目的で、一定の違反をして、他の車両等の道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為。 (例)妨害する目的で車両の前に進路変更する行為。 |